二　（略）

三　企業型記録関連運営管理機関等が法第二十七条第一項の規定により行った前回の通知の期日（以下この条において「前期日」という。）における個人別管理資産額

四～十三　（略）

2　法第二十七条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3～6　（略）

（企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等）

第二十一条の二　法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあっては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一　事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況

二　令第十一条第一号に規定する他制度加入者に該当する場合には、その旨

三　令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者に該当する場合には、その旨

四　前三号に掲げる事項を考慮して算定した企業型年金加入者が拠出することができると見込まれる個人型年金加入者掛金の額

五　前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の拠出に資する情報

2　法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める方法は、企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第二十八条　令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該企業型年金の事業主掛金の額又は当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げる場合

二　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額が引き下げられる場合において、当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

三・四　（略）

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第三十五条第一号イに規定する個人型掛金拠出単位期間（同号ロに掲げる方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第三項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで、第六十九条の二第三項第二号及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三～七　（略）

二　（略）

三　企業型記録関連運営管理機関等が法第二十七条の規定により行った前回の通知の期日（以下この条において「前期日」という。）における個人別管理資産額

四～十三　（略）

2　法第二十七条の規定による通知は、書面により行うものとする。

3～6　（略）

（新設）

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条　令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を変更する場合

（新設）

二・三　（略）

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで、第六十九条の二第三項第二号及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三～七　（略）